

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人 桔梗寮

I 法人関係

1 役員会の運営

理事会開催：年2回 評議員会開催：年2回 監事会：年1回

2 施設の運営

児童養護施設桔梗寮の設置・運営

II 施設運営

1 基本理念

子どもに対して、1人の人間としてその人格を尊重するとともに、成長する力を信じた支援を展開する。

2 支援目標

「思いやりのある子ども」「明るい子ども」「強くたくましい子ども」の育成を支援目標とする。

3 養育指針

支援目標を達成するため、次の項目を養育指針とする。

ア 子ども1人ひとりが「大切にされている」と実感できるような養育の実践

イ 子ども1人ひとりの長所に目を向け、「褒める」を意識した養育の実践

ウ 子どもが親になったときにそのモデルとなるような養育の実践

エ 職員が協力し合い、チームとして取り組む養育の実践

4 重点項目

保護者の死亡、入院、疾病、離婚などで家庭での養育が困難となった児童に加え、近年は、児童虐待により家庭から分離せざるを得ない児童の入所が増加しており、入所児童1人ひとりの心情や発達上の課題を的確に把握した上で、きめ細かな支援を行っていかねばならない。

このため、令和元年度に施設の小規模化、地域分散化に対応できるよう本体施設の改修工事を行ったところである。

本年度は、施設の小規模化、地域分散化の利点を活かし入所児童への支援の向上を図る必要があることから、次の項目を重点的に取り組んでいく。

(1) 小規模グループケア等における職員体制の強化

各小規模グループケア等のケアワーカーを原則3名から4名に増員し、常に複数の職員が児童支援にあたることのできる体制を実現する。

(2) 小規模グループケア等への支援体制の強化

各小規模グループケア等を統括し円滑な運営を支援する職員を配置するとともに、本園において幼児の日中保育を担当する職員を配置する。

また、各小規模グループケア等において、職員が勤務にあたるのが困難となった際には、アフターケア担当職員や家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員などが適宜支援にあたることのできる体制をとる。

(3) 職員の育成

小規模化の実施により、職員1人ひとりの対応力が問われることになるので、これまでの栃木県児童養護施設等連絡協議会の研修や職種別部会、県内外で行われる専門研修に加え、職員の要望を聞きながら実践的な研修を取り入れていく。

また、新規採用職員に対しては、職場における実務研修を計画的に行っていく。

5 支援計画

(1) 生活支援

ア 家庭的な環境のもと、安心や安全が守られた生活と規則正しい生活をとおして、情緒の安定を図るとともに、基本的な生活習慣を身につけられるよう支援する。

イ 年間をとおして、各種行事やスポーツ活動などを展開し、児童と職員との信頼関係を深めるとともに、児童が自己肯定感を高めることができるよう支援する。

ウ 地域の祭りや行事などへの参加をとおして、地域社会の人々との交流を深め、公共の場での行動のあり方や人と人が関わることの大切さなどを学べるよう支援する。

エ 市内の環境美化活動などをとおして、地域社会への奉仕の精神を育む。

(2) 学習支援

ア 年中幼児及び年長幼児は、幼稚園に入園させ、集団生活への適応を促すとともに、豊かな心を育む。

イ 小学生については、家庭学習が習慣化するよう支援するとともに、公文や学習指導員（非常勤職員）を活用して学力の向上を支援する。

ウ 中学生については、学習塾や学習指導員を活用して学力の向上や高校への進学を支援する。

エ 高校生については、大学等への進学も選択できるよう学習指導員や通信学習などを活用して学力の向上を支援する。

(3) 退所前の児童及び退所した者への自立支援

ア 高校生に対しては、生活費に関することや奨学金等に関する事など各種の情報を提供するとともに、児童の希望などをよく聞き、就職や進学を適切に選択できるよう支援する。

イ 退所を控えた児童に対しては、とちぎユースアフターケア事業協同組合が実施する「自立支援プログラム」への積極的参加を促し、自立生活の準備を支援する。

ウ 退所した者に対しては、アフターケア担当職員を中心に生活状況を確認するとともに、適宜相談に応じる。また、必要に応じて、とちぎユースアフターケア事業協同組合と連携して支援していく。

(4) 家庭復帰支援又は里親委託支援

ア 家族支援専門相談員を中心に家族との交流を推進し、早期の家庭復帰を支援するとともに、家庭復帰した場合、関係機関と協力して家庭への支援を行う。

イ 里親委託が可能な児童については、児童相談所と連携して里親支援専門相談員を中心に里親とのマッチングを支援するとともに、里親委託後は、定期的に里親宅を訪問し相談に応じるなど里親による養育を支援する。

6 入所児童の権利擁護

(1) 児童の意見の尊重等

入所児童の年齢や発達程度に応じて意見を最大限尊重するとともに、児童の最善の利益を考慮した支援を行う。

(2) 苦情解決体制

児童や保護者等からの苦情等に対して適切に対応するため、苦情を受付し解決する体制を整備し、児童の権利を擁護する。

ア 苦情受付担当者の配置

イ 苦情解決責任者の任命

ウ 苦情解決第三者委員の委嘱

(3) 虐待等の防止

被措置児童等虐待及びその他の不適切な行為を防止するため、研修を実施するなど引き続き職員教育を徹底する。

(4) 秘密の保持

個人情報の取り扱いに関する規程の見直しを行い、個人情報が流出しないよう職員への周知を図る。

7 安全対策等

(1) 危険箇所の点検

施設（分園等を含む）内を定期的に点検し、危険箇所や遊具の損傷などがある場合は、速やかに適切な措置を講じる。

(2) 火災防止

火元の確認や暖房器具等の管理、消火器等の点検を徹底するとともに、火災発生に備えた避難訓練を実施する。

(3) 総合消防訓練

広域消防署の協力のもと、集合方式で総合消防訓練を実施する。

(4) 感染症防止

感染症や食中毒が発生又はまん延しないよう、看護師を中心に職員及び児童への教育を行う。

8 委託一時保護等への協力

改修工事により整備したショートステイ用の部屋を活用し、委託一時保護、ショートステイ、レスパイトケアを可能な限り引き受ける。